

地区整備計画

建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない 1 戸建専用住宅 2 自治会集会所 3 前各号の建築物に附属する物置又は車庫
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10 / 10
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6 / 10
	建築物の敷地面積の最低限度	150 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離（外壁の後退距離）は、1m以上とする。ただし、5m ² 以下の物置及び20m ² 以下の車庫、並びに出窓・手摺り壁等で建築物に附属するものはこの限りではない。
	建築物の高さの最高限度	地盤面からの最高の高さは10m以下、軒高は7m以下とし、階数は地階を除き2以下とする。
	形態又は意匠の制限	広告版その他これに類するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第1項の各号に定めるものを除く）は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。 1 自己の用に供するもの（埼玉県屋外広告物条例第7条第2項第1号に定めるものをいう）であること。 2 建築物に掲出するものであること。 3 一辺の寸法が1.2m以下で、かつ表示面積（同一敷地内に2以上の広告板がある場合は、その表示面積の合計）が1.0m²以下であること。 4 色彩及び形状は、周囲の景観と調和したものであること。
		建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、環境や景観に調和したものとする。
	垣又は柵の構造の制限	垣又は柵は、次の各号に適合しなければならない。 1 道路境界線及び隣地境界線に設ける柵は風致を損なわぬように生け垣又は開放柵とし、やむをえず塀を設置する場合は高さを1m以下とする。 2 石積又は補強されたコンクリートブロック等による門構え周りの塀は地盤面から1.5m以下とする。